

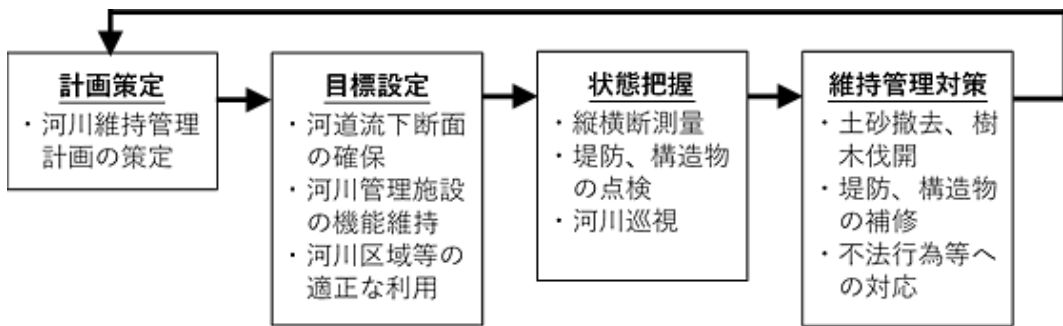
第5章 河川の維持管理

1 河川維持管理計画

(1) 河川維持管理の目的

河川の維持管理は、河道流下断面の確保、堤防等の施設の機能維持、河川区域等の適正な利用等に関して、それぞれ「目標設定」を行った上で、「状態把握」を行い、その結果に応じて適切な「維持管理対策」を実施することが基本である。

これらの河川維持管理の具体的内容については、「河川維持管理計画」に記載し、河川維持管理サイクルの繰り返しを通じて、内容を修正・充実させていく。



河川維持管理サイクル

(2) 河川の区間区分

河川維持管理の目標や実施内容を定めるにあたって、状態把握の頻度等は河川の区間毎の特性に応じたものとする必要があるため、河川特性や背後地の土地利用等を考慮して、下記のとおり区間区分する。

河川の区間区分の考え方

区間	区分	区間特性
堤防区間 (a)	治水上の影響が大きい区間	築堤区間など
その他区間 (b)	治水上の影響が小さい区間	その他区間

(3) 維持管理目標の設定

洪水に対する安全性の確保を図るための主要項目については、以下のとおりとする。

維持管理目標の設定

	維持管理目標の設定	備考
維持すべき流下能力の設定	計画流量	
現況の河道の流下能力（治水安全度）の維持	一連区間の計画流量又は現況下流能力	・計画（現況）流量を堤防高で流下可能な河川断面を設定する。
護岸等の施設の基礎の保持	護岸前面等、施設の基礎周辺の河床高が低下し、施設に明らかに重大な支障をもたらすと判断した場合 目視により指針（案）の内容を実施	・河川管理施設等点検マニュアル（H30.1 大分県河川課） ・堤防等河川管理施設の点検結果評価マニュアル（R2.3 大分県河川課）
堤防の侵食、浸透に対する強度の維持	堤防の変状の状態から、明らかに堤防の耐侵食、耐浸透機能に重大な支障が生じると判断した場合は対策を実施 目視により指針（案）の内容を実施	・河川管理施設等点検マニュアル（H30.1 大分県河川課） ・堤防等河川管理施設の点検結果評価マニュアル（R2.3 大分県河川課）
護岸の洪水流に対する耐侵食機能の維持	護岸の変状の状態から、明らかに護岸の耐侵食機能に重大な支障が生じると判断した場合は対策を実施 目視により指針（案）の内容を実施	・河川管理施設等点検マニュアル（H30.1 大分県河川課） ・堤防等河川管理施設の点検結果評価マニュアル（R2.3 大分県河川課）
堰、水門、樋門、排水機場等の施設の機能維持	施設の変状の状態から、明らかに各々の施設が有する現況の機能に重大な支障が出ると判断した場合は対策を実施	・河川管理施設等点検マニュアル（H30.1 大分県河川課） ・堤防等河川管理施設の点検結果評価マニュアル（R2.3 大分県河川課）
水文観測精度の確保	観測対象の事象（降雨、河川水位）を適正かつ確実に捉えられる位置、状態に無い場合は対策を実施	・水文観測業務規定（同細則）

(4) 維持管理計画における実施方策

維持管理の実施方策（案）と問題点

目的		実施項目	実施計画		問題点	
			堤防区間 (a)	その他区間 (b)		
河道流下断面の確保	流下能力の確保	河積の確保	土砂堆積調査 (概略調査)	出水期前および出水後の巡視で把握	出水期前および出水後の巡視で把握	感潮区間や湛水区間の現状把握が困難。
			河道内樹木調査 (概略調査)	出水期前の点検の際に、目視のより把握	出水期前の点検の際に、目視のより把握	樹木の影響の評価 野鳥のすみ処としての存置
			土地の占用、工作物の設置に関わる不法行為発見	年3～4回程度巡視を実施	年1～2回程度巡視を実施	
			廃棄物の不法投棄の発見	年3～4回程度巡視を実施	年1～2回程度巡視を実施	発見後の処理費用等
		流下能力の回復	維持工事 (浚渫、樹木伐採等)	調査の結果、必要な時に優先的に実施	調査の結果、必要な時に実施	
施設の機能維持	河岸防護	護岸前面の深掘れ把握	局所洗掘調査	出水期前および出水後の巡視で把握	出水期前および出水後の巡視で把握	
		護岸等の機能維持	護岸等の点検 (低水護岸、根固め、護床工等)	出水期前、出水後	出水期前、出水後	
		機能の回復	維持工事 (護岸の補修等)	調査の結果、必要な時に優先的に実施	調査の結果、必要な時に実施	
	堤防等の質的な機能維持	堤防等表面の条件整備	堤防等除草	年1回程度、愛護団体を中心に実施	必要に応じて愛護団体を中心に実施	除草費用の不足
		表法面の状態把握	堤防等の通常巡視・点検	年3～4回程度巡視を実施 年1回点検を実施	年1～2回程度巡視を実施	目視
			堤防等の出水期前、出水中、出水後点検	出水期前、出水後	出水期前	目視
		天端、裏法面等の状況把握	堤防等の通常巡視・点検	年3～4回程度巡視を実施 年1回点検を実施	年1～2回程度巡視を実施	目視
			堤防等の出水期前、出水中、出水後点検	出水期前、出水後	出水期前	目視
			漏水実績調査	実績を整理し、新規発生時に追加	実績を整理し、新規発生時に追加	
		機能の回復	維持工事(漏水対策等)	調査の結果、必要な時に優先的に実施	調査の結果、必要な時に実施	
	床止め、樋門等の施設の機能維持	施設管理上支障となる不法行為の排除	施設管理上支障を及ぼすおそれのある行為の発見	年3～4回程度巡視を実施	年1～2回程度巡視を実施	
		施設の点検	施設の点検	年3～4回程度の巡視に加え、出水期前、出水後の点検で重大な変状の把握	年1～2回程度の巡視に加え、出水期前の点検で重大な変状の把握	操作状況の監視、電気設備の点検など土木施設以外の点検の対応や役割分担
		機能の回復	維持工事(災害復旧等)	調査の結果、必要な時に優先的に実施	調査の結果、必要な時に実施	
	許可工作物の変状等による支障の排除	変状等の発見	許可工作物の点検	年3～4回程度巡視を実施	年1～2回程度巡視を実施	管理者との調整
		変状等の情報共有	施設管理者との調整	調査の結果、必要な時に実施	調査の結果、必要な時に実施	
基礎データの収集	河道計画等のための基礎データの収集	出水時の水位把握	洪水痕跡調査	必要に応じて出水後	必要に応じて出水後	実施の判断目安
		洪水時等の雨量把握	雨量観測	県、気象台等が流域内に設置した観測所で設置	県、気象台等が流域内に設置した観測所で設置	
		洪水時等の水位把握	水位観測	水位計で把握	水位計で把握	
		観測精度の確保	維持工事(観測施設の補修等)	不具合が有る場合に実施	不具合が有る場合に実施	

*なお、避難判断水位を突破するような、大規模な洪水を対象とする。

*出水期前点検と通常点検は兼ねることができる。

(5) 堤防点検

堤防点検は、下記のマニュアルに基づき実施する。

- ・河川管理施設等点検マニュアル 平成30年1月 大分県土木建築部河川課
- ・堤防等河川管理施設の点検結果評価マニュアル 令和2年3月 大分県土木建築部河川課

2 長寿命化計画

樋門・樋管等の河川構造物や治水ダムについては、長寿命化計画に基づき維持管理を適切に行い、所定の機能が継続的に確保出来るように努める。

長寿命化計画

計 画 名	策定年月	備 考
大分県河川管理施設長寿命化計画（樋門・樋管編）	H30.3	
芹川ダム長寿命化計画	H29.10	
北川ダム長寿命化計画	H29.10	
野津ダム長寿命化計画	H29.12	
稲葉ダム長寿命化計画	H28.7	
黒沢ダム長寿命化計画	H27.3	
床木ダム長寿命化計画	H27.2	
青江ダム長寿命化計画	H27.10	
安岐ダム長寿命化計画	H27.2	
行入ダム長寿命化計画	H28.3	